

(別紙)

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
かんしょ生産性向上支援事業（でん粉原料用かんしょ産地対策事業）

【審査基準：でん粉原料用かんしょ産地対策事業】

- ・ 本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・ 応募者ごとに採点（ポイント化）し、補助金等交付候補者を選定する。
- ・ 審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者については採択しないものとする。
- ・ 配分に当たっては、予算の範囲内でポイントの高い事業実施主体から採択を行うことを基本とするが、配分の結果、ポイントが最下位の事業内容の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業内容が複数ある場合は、予算の範囲内において、以下の順に配分対象とする。
 - （1）事業実施主体（構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合、当該事業内容のうち、要望額の小さいものから順に配分対象とする。
 - （2）（1）以外の事業内容のうち、要望額の小さいものから順に配分対象とする。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし、複数選択した場合には、最も高いポイントを採用する。 【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算 設定する成果目標の数 2つ・・・1ポイント加算 3つ・・・2ポイント加算 4つ・・・3ポイント加算	10 ポイント + 3ポイント

	・ 作付面積を 1 %以上増加 10%以上 10 ポイント 8 %以上 10%未満 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 4 ポイント 1 %以上 4 %未満 2 ポイント ・ 10a 当たり総労働時間を 10%以上削減 20%以上 10 ポイント 17.5%以上 20%未満 8 ポイント 15%以上 17.5%未満 6 ポイント 12.5%以上 15%未満 4 ポイント 10%以上 12.5%未満 2 ポイント ・ 10a 当たり収量を 2 %以上増加 10%以上 10 ポイント 8 %以上 10%未満 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 4 ポイント 2 %以上 4 %未満 2 ポイント ・ 3 月植え及び 4 月植えの作付面積を 1 %以上増加 10%以上 10 ポイント 8 %以上 10%未満 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 4 ポイント 1 %以上 4 %未満 2 ポイント	
2 加算 ポイント		
① でん粉原料用かんしょの面積規模	・ 受益地区におけるかんしょの作付面積のうち、でん粉原料用かんしょの割合が 30%以上であること。 50%以上 3 ポイント 40%以上 50%未満 2 ポイント 30%以上 40%未満 1 ポイント	3 ポイント

②新品種の早期普及への取組	・事業の内容の1「新品種の早期普及」を実施する場合。	3ポイント
③生分解性マルチによる環境対策及び省力化の取組	・事業の内容4「生分解性マルチの導入促進」を実施する場合において、作付面積のうち生分解性マルチの栽培面積が占める割合が4%以上であること。 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上 10%未満・・・・・・・・2ポイント 4%以上 7%未満・・・・・・・・1ポイント	3ポイント
④でん粉原料用かんしょの収穫作業の効率化	・事業の内容5「かんしょ生産省力機械の導入促進」における導入対象機械に、でん粉原料用かんしょ収穫用ハーベスタが含まれる場合において、でん粉原料用かんしょの作付面積割合が総受益面積の30%以上であること。 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 40%以上 50%未満・・・・・・・・2ポイント 30%以上 40%未満・・・・・・・・1ポイント	3ポイント
⑤みどりの食料システム法の計画認定について	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和8年度までに認定を受ける見込みがある場合。	3ポイント
⑥地域計画の計画認定について	・事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合。	3ポイント
⑦生産方式	・農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進	3ポイント

革新実施 計画の計 画認定に ついて	に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1 項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けて いる者又は事業終了時までに当該認定を受けるこ とが確実である者であって、事業実施主体の取組 の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致 している場合。	
-----------------------------	--	--